

【よくある質問】

Q1 保健所が事業所や保育所等において、濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を行わないのは、なぜですか？

現在、本県において流行しているオミクロン株については、感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、濃厚接触者が急増したことから、これまでと同様の一律の対応を行うことは、保健所機能や社会経済活動への影響が非常に大きくなっています。

一方で、高齢者は若年者に比べて重症化する可能性が高いことから、高齢者等へ感染が急速に広がると重症者数が増加し、医療提供体制のひっ迫につながる恐れがあります。

このため、国が示す基本的考え方や取扱いを踏まえ、感染リスクの高い同一世帯内や重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に、濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施することとしました。

Q2 「濃厚接触者」と「濃厚接触の可能性のある方」との違いは何ですか？

「濃厚接触者」は、保健所による積極的疫学調査に基づいて特定された方となります。

感染者の発生場所によっては、積極的疫学調査を実施しない場所があり、この場合、保健所による濃厚接触者の特定も行いません。

「濃厚接触の可能性のある方」については、保育所等が県が作成したチェックリストを参考に自ら特定された方です。自宅待機等をお願いすることで、保育機能を維持することを目的としています。

Q3 「濃厚接触者」と「濃厚接触の可能性のある方」の自宅等での待機期間が異なるのはなぜですか？

「濃厚接触者は、保健所が特定し行動制限を行うもので、オミクロン株が主流の間は、7日間待機（8日目解除）をお願いしています。

「濃厚接触の可能性のある方」については、保健所の調査に基づき特定したものではないため、陽性者と最後に接触のあった次の日から、その後の感染確認の可能性が極めて低くなる5日間の自宅等での待機を願うものです。

※待機期間の設定は、第70回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（R4.2.2）を参考にしています。

Q4 保育所等や事業所で感染者が発生した場合、どのような対応が必要ですか？

保健所による濃厚接触者の特定は行いませんので、保育所等や事業所内で「濃厚接触の可能性のある方」を把握し、健康観察を行い、症状のある方は医療機関受診を促すとともに、必要に応じ、自宅待機等をお願いすることが感染の拡大を防ぐうえで重要です。

なお、「濃厚接触の可能性のある方」のリストアップについては、下記のチェックシートを御活用ください。

（別紙）保育所・幼稚園用チェックシート

Q5 「濃厚接触の可能性がある方」は、保健所での検査はしてもらえますか？

保健所での行政検査は行いませんので、陽性者と接触があった方については、最終接触の翌日から7日間は、重症化リスクの高い人との接触や不特定多数の方が集まるイベントへの参加等感染リスクの高い行動はお控えいただきますようお願いいたします。

また、発熱等の症状がみられた場合は、速やかに医療機関を受診されるようお願いいたします。

Q6 保育所での感染対策について、どこに相談したらいいですか？

新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 へ御相談ください。

TEL 096-300-5909 (24時間対応)

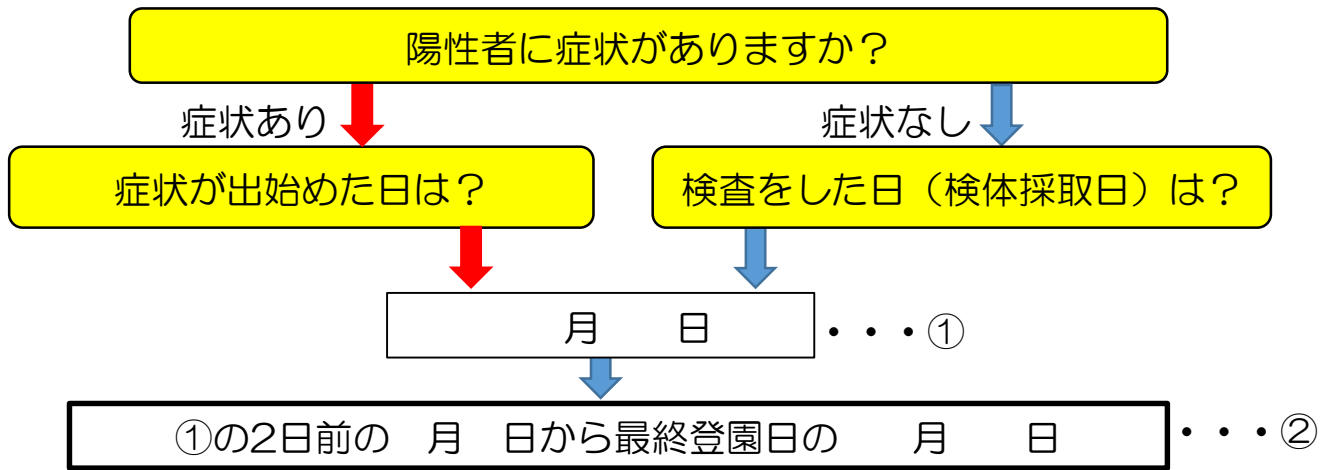
または、管轄保健所（下欄）へご相談ください（平日8：30～17:15）

保健所名	電話番号	保健所名	電話番号
有明保健所	0968-72-2184	宇城保健所	0964-32-1207
山鹿保健所	0968-44-4121	八代保健所	0965-33-3229
菊池保健所	0968-25-4138	水俣保健所	0966-63-4104
阿蘇保健所	0967-24-9030	人吉保健所	0966-22-3107
御船保健所	096-282-0016	天草保健所	0969-23-0172

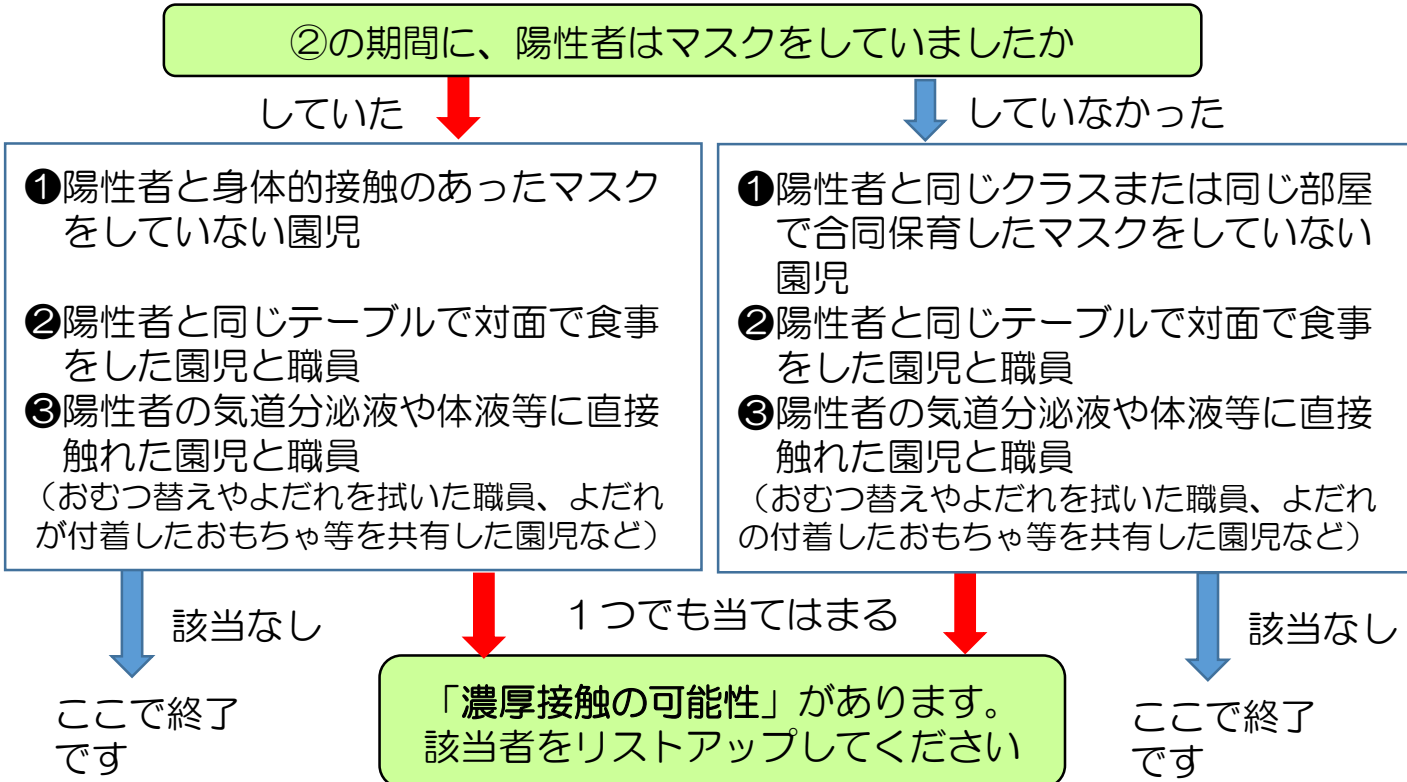
保育所等新型コロナウイルス感染症 チェックリスト【オミクロン株編】

オミクロン株は、これまでの株に比べ、うつりやすく、潜伏期間と発症間隔も短い特徴があります。そのため、濃厚接触の可能性のある方を早急に把握するとともに、自宅待機（家庭での保育など）をお願いする期間を最小限にとどめるため、本チェックリストを使って対応しましょう。

【1】まず、感染するおそれがあった期間（感染可能期間）を調べましょう



【2】次に、濃厚接触の可能性のある方をリストアップしましょう



【3】濃厚接触の可能性のある方への対応をします

リストアップした方は、「濃厚接触の可能性のある方」となります

リストアップされた方は症状がありますか？

症状あり ↓

速やかな医療機関の受診※1
を促してください

症状なし ↓

陽性者と最後に会った日の次の日から、5日間の自宅待機（家庭での保育など）※2をお願いしてください。

検査陰性 →

※1：医療機関受診については必ず電話連絡のうえ、受診してください

◆かかりつけ医
または

◆かかりつけ医がない場合は発熱者専用ダイヤルへ相談してください。

TEL 0570-096-567

※2：職員の待機期間の勤務について職員は、一定の条件※3の下、毎日就業前に抗原定性キット検査による陰性確認によって業務に従事することができます。

※3：一定の条件は以下のとおり

- 他の職員による代替が困難であること
- 無症状であること
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種済みで、追加接種後14日間経過していること（2回目接種から、6か月以上経過していない場合は、2回目接種後14日経過していること）
- 所属の管理者が職員の業務を了解している

【待機期間確認表】日付を記入して確認しましょう

自宅待機などのお願いは5日目で終了しますが、7日目までは健康観察を継続してください

最後に会った日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	(6日目)	(7日目)
/	/	/	/	/	/	/	/

← 自宅待機などをお願いする期間 →

← 健康観察期間 →

◆濃厚接触の可能性のある方にリストアップされなかった方について

自宅待機（家庭での保育など）をお願いする必要はありませんが、最終接触日の翌日から7日間は健康観察を行うとともに、重症化リスクの高い高齢者等との接触を控えるようお願いいたします。

なお、症状が出た場合は、医療機関受診を促すようお願いいたします。

【問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（24時間対応） TEL 096-300-5909

または、管轄の保健所